

## 【住宅耐震改修に伴う固定資産税の減免措置】

昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅について、一定の要件を満たす耐震改修が行われた場合、当該住宅に係る固定資産税額を減額するものです。

### 1 対象住宅

- ・昭和 57 年 1 月 1 日以前から所存する住宅

### 2 対象工事

次の要件を満たす耐震改修

- ・現行の耐震基準に適合する耐震改修であること
  - ・耐震改修に要した費用の額が 1 戸あたり 50 万円超であること
  - ・平成 29 年 4 月 1 日以降に耐震改修を実施したもの
- ※申請は耐震改修が完了した日から 3ヶ月以内 に行う必要があります。

### 3 控除額

- ・当該住宅に係る翌年度分の固定資産税について、税額の 2 分の 1 を減額（1 戸当たり 120 m<sup>2</sup>相当分までに限る）

### 4 注意事項

- ・津市で「固定資産税減額証明書」を発行する場合は原則、「木造住宅耐震補強事業補助金」の交付を受けた、耐震改修工事が対象となります。
- なお、「木造住宅耐震補強事業補助金」の交付を受けた方で、固定資産税減額証明申請をする際に必要な書類は、住宅耐震改修証明申請書のみとなります。

津市 都市計画部 建築指導課

〒514 - 8611 津市西丸之内 2 3 番 1 号

TEL : 059-229-3187 / FAX : 059-229-3336

E-mail : 229-3185@city.tsu.lg.jp